

京都市国民健康保険事務に係るマイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価書  
(素案)に関する市民意見募集の結果について

「京都市国民健康保険事務に係るマイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価書」  
(素案)に関する市民意見募集を、下記のとおり実施し、御意見をお寄せいただきました。  
いただいた御意見に対する京都市の考え方を公表します。

貴重な御意見をお寄せいただき、御礼申し上げます。

1 実施期間

令和6年7月23日(火)から令和6年8月23日(金)まで

2 提出方法

郵送、FAX又は電子メールにより提出(様式自由)

3 募集結果

1名の方の意見が得られた。

なお、内訳については次のとおり。

(1) 年齢別件数

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明	合計
0	0	0	0	0	0	0	1	1

(2) 居住地等区分別件数

京都市在住	京都市内に通勤・通学	その他	不明	合計
0	0	0	1	1

4 主な御意見と京都市の考え方

意見の要旨	京都市の考え方
<p>評価書88ページの「特定個人情報の提供ルール」の【国保都道府県化に伴う追記】の文中の根拠法令が個人情報保護条例第13条となっているが、令和5年の個人情報保護関係法令等の改正を反映されておらず、現行法令での該当条文は、個人情報保護に関する法律第66条に該当するように思われる。</p>	<p>御指摘のとおり、根拠法令を「個人情報保護に関する法律第66条」に修正しました。</p>
<p>91ページの「特定個人情報の提供・移転に関するルール」の「ルール内容及びルール遵守の確認方法」は、令和5年の個人情報保護関係法令等の改正により、各自治体の条例ではなく、個人情報保護に関する法律に移管されている。当該箇所を「京都市個人情報保護条例」と明示するのは不適切だと思われる。</p>	<p>御指摘のとおり、確認方法の記載を「京都市個人情報保護条例」から「個人情報保護に関する法律」に修正しました。</p>

<p>100ページの「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」の「②請求方法」について、令和5年の個人情報保護関係法令等の改正を反映していないので、現行法令での該当条文は、「個人情報保護に関する法律第76条、第90条又は第98条」に該当するように思われる。</p>	<p>御指摘のとおり、請求にあたって基づく該当条文を「個人情報保護に関する法律第76条、第90条又は第98条」に修正しました。</p>
<p>134ページの「(別添3) 変更箇所」を見ると、変更日は直近で令和5年7月1日になっている。一方、京都市情報館においては前回の変更日である令和2年10月30日更新の評価書しか掲載されていない。令和5年の変更結果が公開されていないのは、行政文書の情報公開上不適切ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、令和5年の変更結果を掲載しました。</p>